

# 愛南町職員の懲戒処分について

プレスリリース愛総発第4号

2023年9月8日

愛南町

次のとおり懲戒処分を行ったので公表します。

- 1 被処分者 愛南町商工観光課  
(男性 50歳代 課長級 在職年数 35年5箇月)
- 2 処分発令日 令和5年9月6日
- 3 処分内容 減給1/10・6箇月

## 4 概要

令和4年12月13日(火)午後6時44分頃(公務外)に、自家用車にて国道56号線を城辺方面から宇和島方面へ制限速度内で進行中、国道(道の駅みしょう MIC付近)を横切っていた女性(70代)と衝突し、同人に傷害を負わせ、同月29日に死亡させた。

この事故に対し、令和5年5月10日(水)に罰金50万円の略式命令(過失運転致死)、令和5年8月23日(水)に安全運転義務違反を理由とする行政処分を受けた。

## 5 再発防止等

処分発令日付けで交通法規の遵守について、改めて全所属に通知し、交通安全意識の啓発を図った。

## ◇清水雅文町長の謝罪

本件において刑事処分(過失運転致死:罰金50万円の略式命令)となったことは、公務員としてはもちろん、社会人としてもあるまじき行為であり、残念極りなく、町政に対する信頼を失墜させる事態となりましたことを深くお詫びいたします。

今後は、二度とこのような事態を起こさぬよう、法令遵守の徹底を図り、職員一人一人が問題意識と危機感を持って、町民の皆様の信頼回復に努めてまいります。